

(4) 農業協同組合法の意義と課題など

農林中金総合研究所

客員研究員 明 田 作

はじめに

農民による民主的な協同組合の組織化の奨励は、農地改革後の農民が再び小作農に転落しないようにするという農民保護政策の一環であり、戦後の農業協同組合法（以下「農協法」という）は、そのために制定されたものである。

原始農協法は、農民の自主・自立とこれに対する行政監督の最小限への縮小を特徴としたものであったが、農業会の看板の塗り替えに終わるのではないかと危惧されたように、戦後の統制経済下、農業協同組合の設立自体が不可避であったように、農業協同組合への加入は農民にとって不可避であり、また農業会に対する惰性でもあった¹⁾というのが現実であった。

また、農村の民主化のための農業会の解体と民主的で自主・自立の農業協同組合の設立の奨励は政府の責任であったが、こうした事情のもと、現実には戦後の農村経済の混乱を避けるために農業会の資産と事業を新たに設立する農業協同組合に引継ぐ形でほとんどの農業協同組合は設立されることとなった。法律の建前はどうか、ほとんどの農業協同組合が農業会の資産・事業も引き継いでスタートしたという客観的事実²⁾が戦後の農業協同組合の性格を決定づけるものとなり、さらにその後経営不振に伴う政府による農業協同組合・連合会の再建整備への挺入れが加わったことで政府の農業協同組合に対する監督権も強化されることとなり、当初から自主・自立の性格が希薄だったことに加わりその自主・自立性は弱まるどころとなった。

ところで、協同組合という任意の私的団体である以上、農協法は、農業協同組合がどのような事業を行うかは法律で定める範囲内において自由、いいかえれば当事者である組合員の自主的判断に委ねている。具体的にいえば、農協法10条1項列記の事業をまったく行わない農業協同組合は存立しえないものの、営農指導事

業を全く行わない農業協同組合というのも組合員がそれを選択するのであれば設立することが可能な建付けになっている。

しかしながら法律上の理念的な建付けと現実の矛盾、それは実態面だけでなく政策上の議論をめぐっても存在しており、その結果「農協制度」をめぐり議論では、農業協同組合を組織している主体からの視点を欠いたまま、もっぱら政策論的に取り上げられている。とりわけ、政策論としての議論は、農業協同組合を所与の役割を担う組織としてかくあるべしという前提に立ち、組織主体とは無関係の議論に終始してきたといつてよく、残念ながら今日の農協批判にみられる議論もその延長線上にある。

このような状況を生み出している要因にはさまざまなものが考えられるが、批判や批判をめぐり議論において関係者において無批判に受け入れられている暗黙の前提ともいふべきものが形成されているのはいったいどうしてなのかを考えてみることにしたい。

そこで、本稿では、まず議論の大前提である協同組合とはそもそも何か、協同組合の特質とそれを規整する法律として求められるものは何かを整理したうえで、わが国の農業協同組合に関する制度の議論がいわゆる総合農協を所与の前提としてとらえられることになった背景をさぐり、総合農協の批判として持ち出される株式会社との対比での形式的なイコール・フッティング論がいかに論理性をもたないのかを整理するとともに、将来に向けた農協法制度の見直しに向けた視点に関し若干の提言を行うことにしたい。

1 協同組合とは

1) 協同組合の定義

前置きが長くなったが、国際協同組合同盟（以下「ICA」という）によれば、協同組合とは、人々がその共通する経済的・社会的・文化的なニーズや強い願いを共同で所有し民主的に管理する企業体を通じて実現するための任意に結合した自律的な団体である。そしてそれは、自助、自己責任、民主主義、公正および連帯といった価値に基づいており、組合員は正直、公開性、社会的責任および他人への配慮といった倫理的価値を信条としているとしたうえで、これらの価値を実践に移すうえでの指針として7つの原則を掲げている。すなわち、①自主性とオー

プン・メンバーシップ制、②民主的な管理、③組合員の財政的参加、④自主・独立、⑤教育・訓練および情報発信、⑥協同組合間の協同、⑦地域社会への関与の7つがそれである。

原則自体は、一部のものを除き、法的に強制するには適さず法的な拘束力を与えるものとはなりえないが、ICAが1995年に新たな協同組合に関する声明を採択して以後、新たに協同組合法を立法または既存の協同組合法を整備したりするに際して、ICAの協同組合の定義を法律上の定義として採用したり、7つの原則に言及しているものが多くなっている³⁾。

わが国の法律には、協同組合を定義したものはないが、協同組合の特質の一部を掲げた規定は、戦後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という）第22条におかれている。同条はその行為（一定の場合を除く）につき独占禁止法の適用を除外する組合が備えるべき要件として4つの要件、すなわち①小規模の事業者または消費者の相互扶助を目的とすること、②任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、または脱退することができること、③各組合員が平等の議決権を有すること、④組合員に対し利益配分を行う場合には、その限度が法令または定款に定められていること、という要件を定めている。同条は「協同組合」という用語は用いていないが、同条の「組合」が「協同組合」を指すものであることは疑いがない。

これと同様な規定は農協法にはないものの、いくつかの協同組合法には同種の規定がおかれている。例えば、消費生活協同組合法第2条は、組合が備えるべき要件として、①一定の地域または職域による人と人との結合であること、②組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とすること、③組合員が任意に加入し、または脱退することができること、④組合員の議決権および選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること、⑤組合の剰余金を割り戻すときは、主として事業の利用分量により、これを行うこと、⑥組合の剰余金を出資額に応じて割り戻す場合には、その限度が定められていること、それに組合を⑦特定の政党のために利用してはならない、との7つの基準を定めており、また中小企業等協同組合法第5条も、組合が備えるべき要件として、①組合員または会員の相互扶助を目的とすること、②組合員が任意に加入し、または脱退することができること、③組合員の議決権および選挙権は、出資口数にかかわらず、平等で

あること、④組合の剰余金の配当は、主として組合事業の利用分量に応じてするものとし、出資額に応じて配当をするときは、その限度が定められていること、それに組合を⑤特定の政党のために利用してはならない、ことを定めている。

これらは、協同組合の定義というのではなく、組織の運営の原則ともいうべきもので、これらの法律が定められた当時は、協同組合の定義に関する明文は存在しなかったので、ICAの1937年の7原則のうち「現金取引」と「教育の促進」の原則を除いたもので法律の規定としてなじむものを採用したもの（独占禁止法と各協同組合法上の規定ぶりの違いはそれぞれの法律の目的との関係による違い）であると考えられる。

以上の法律の規定は、1995年のICAの声明後も変更が加えられず、わが国においては組織運営の基準ともいうべき原則だけがイデオロギーとともに硬直的に独り歩きしてきた感が否めず、法律上、協同組合が何たるかの議論がないために、協同組合法を会社法と同様の組織法として位置づけ、法人としての協同組合を株式会社と並列の組織として扱ってきた多くの国とは異なり、わが国においては協同組合が特殊な世界に押し込められてきたのではないかと考えられる。そうした事情に加え、とりわけ農業協同組合についていえば、政府の補助機関的な位置づけが与えられ、同時に一方では、協同組合法制とは本来無関係のはずの政治的な圧力団体とみなされ、マスコミを含め国民的にバイアスがかかった認識が定着してしまったのではないかとと思われる。

2) 協同組合の法的特質

協同組合の定義とは別に、協同組合の定義等から演繹的に抽出できる組織法上の観点に立った法的特質とは何かを明らかにすることは重要であろう。

この点については、協同組合の特質として考えられてきている三位一体的特質というものが他の法人形態の組織とは根本的に異なる協同組合固有の法的特質といえるのではないかと考える。

アメリカ農務省は、1987年の上院予算委員会の農業予算分科会の指示にしたがって提出した報告書⁴⁾の中で、3つの基本原則を明らかにしている。それは、まず第1に、協同組合はそれを利用する人々によって所有される、すなわち協同組合の主たる資本金の提供者は利用者であるというThe User-Owner Principle、第2に協同組合はその利用者によって管理される、いいかえれば協同組合のサービ

スを利用する者が協同組合の方針や戦略を決定するというThe User-Control Principle、第3は、協同組合によって生みだされた利益は、協同組合の利用を基礎として利用者に帰属するという、The User-Benefits Principle、というものがそれである。これは、三位一体的特質をみごとに整理しており、組織法という観点において協同組合法が用意される必要性の根拠となるものである。

法人法制としての組織法というものを考えた場合、そこにイデオロギー的要素や社会的な目的が本来入り込む余地はなく、法人法制としては組織の本質を理解したうえでその特性が発揮されやすい環境を用意するというのがその役割であろう。会社法(平成17年法律86号)や一般社団及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律48号)が法律の目的規定をもたないように、協同組合法だけが目的規定をおかなければならない理由は存在しない。多くの国の法律が株式会社やその他の法人と並列の位置に協同組合をおいているが、これと比べるとわが国の法律の体系は特殊なものといえる。

わが国の各種協同組合法は、いずれも組織法と事業法を兼ね備えた構造をもっているが、事業法という側面に関しては協同組合固有というものは原則として存在しないので、法律固有の議論は組織法という側面に本来は限られることになるはずである。敷衍していうと、協同組合の法的特質に照らしつつ、組織法という観点で農協法に関し制度的論点となり得る、ないしは論点にすべきものは、①投資家所有の株式会社形態と比べた資本調達の問題のあり様、②協同組合であることによる法的要請としてのガバナンス構造が効率的・効果的意思決定の妨げになっているか、③事業者の組織として、オープン・メンバーシップ制(加入脱退の自由)が農業協同組合という組織の結成の動機・目的に照らして農業者の利益に適っているか、④環境変化に即して事業・組織の再編を図るという視点で適切な法的手立てが講じられているか否か、⑤事業拡張における制約、とりわけ員外利用規制のあることが組合員の利益を損ねているか否か、といったことが主要なものではなかろうかと思われる。

議論の多い先の平成27年の農協法改正(法律63号)に関していうならば、現在の農協法という法的構造・仕組みが、農業者が自らの戦略に従って効率的・効果的に協同し、事業を組織化するにあたっての障害となっているか否かが検証されるべきであったはずであり、その検証を欠いた一方的にバイアスのかかった認識に

基づく改正ではなかったのかというのが問題である⁵⁾。

2 わが国の協同組合法の特質とその課題

わが国における最初の協同組合法は、明治33年（1900年）の産業組合法である。周知のようにこの法律は、1889年のドイツの協同組合法である「産業及び経済協同組合に関する法律」（Gesetz betreffend die Erwerbs- und Wirtschaftsgenossenschaften. Vom 1. Mai 1889、幾多の改正が行われてきているが現行法）であるが、最大の違いはドイツの協同組合法と異なり、産業組合法は設立できる協同組合の種類と行える事業を制限したことである。その結果として、協同組合を組織することが可能な分野が限定され、その範囲から外れる目的を持つ協同組合は組織することができない点で初めから株式会社法のような制度とは異なる設計思想が働いている。ここに、わが国の協同組合法の特質ともいえるべき特定の政策目的とリンクした団体法としての基礎が形成されることになった。

法律制度とりわけ私法上の制度は、実際生活に先んじて樹立されることはほとんどなく、実際社会の必要性から生まれたものを必要に応じて規整する必要性が生じた場合に樹立されるのが常である。わが国でも産業組合法制定前において農村の協同組合的な任意組織が誕生し存在していたが、産業組合法はこれらの組織にその根拠法を提供するというより⁶⁾、その成立経過等からも明らかなように、明治政府の殖産興業政策におけると同様、欧州の先進的な制度の政府による移植としての性質を強く帯びていた⁷⁾。

かくして、産業組合は、組合の所得税および営業税を免除し、登録税も軽くする等の特典が与えられ、さらに種々の保護政策のもと、その誕生のはじめから政府官僚の指導監督のもとでの発育をとげることとなった。こうした意味では、わが国の協同組合法のもとに組織される団体は、当初から特定の政策目的を担い、遂行するための手段として認識されてきたといえるわけで、戦後の新たな協同組合制度のもとでも法律の建前はともかく基本的な思考に関するパラダイム変換が起こらなかったことが重要である。法制度はわが国の経済・社会・文化とそのもとでの長い歴史の積み重ねであり、制度に対する認識の枠組みは新たな法制度ができたからというだけで変わるわけでもなく、というよりむしろ制度設計思想の根底にある認識の枠組みは、戦後の特殊な経済環境のもと変わりようがなかった

というのが正しいようにも思われる。

株式会社制度が社会における会社のあるべき姿を措定して議論されないのに対し、協同組合法に基づく協同組合とりわけ農業協同組合に関してはそれを批判する側も擁護する側も一樣にあるべき姿を前提に議論を続ける真の原因はこのあたりにあるように思われる。これはまた、前述のようにわが国の協同組合法が協同組合を株式会社と同じように単なる法人形態の一種にすぎないという位置づけで設計が行われてこなかったことに最大の理由を求めることもできよう⁸⁾。

したがって、法制度としての議論を深めるためには、法人制度としての協同組合を法人法の体系にどのように位置づけるかの整理をし、その上に立った議論をすることが求められる。

3 戦後の協同組合法制と農業協同組合法

1) 戦後の協同組合法制の一般的特質とその課題

産業組合法に基づく協同組合も、一部の例外を除きそのほとんどは戦時統制経済のもとでの団体統制により、戦争協力組織としてその協同組合的性格を失い、強制組合となった。産業組合法は、戦後も形式的には消費組合の根拠法として残っていたが、戦後の法律体系のもとでいずれ消滅する運命にあった。

敗戦に伴い、戦中の国策遂行協力機関であった統制機関としての農業会、漁業会、商工組合等の組合制度は、当然ながら廃止される運命にあり、そのための新しい協同組合法が制定されなければならなかった。こうしてまず昭和21年には、わが国戦後の最初の協同組合法である商工協同組合法が制定されることとなった。これは早晩廃棄される運命にあった昭和18年の戦時統制立法たる商工組合法に代わるものとして制定されたもので、形式上は協同組合原則に立った民主的なものとなったが、実態としては統制的組織である面が強く、また中小企業者のための組合であることが不明であり、経済民主化の実情にも不適であったこと、さらにその翌年に制定されることとなった独占禁止法24条〔現行22条〕に規定する要件との関係でも問題が生じることとなった。そこで、同法にとって代わり、昭和24年には中小企業等協同組合法が制定されることになる。この中小企業等協同組合法は、従来それぞれ単独法で規定されてきた市街地信用組合・塩業組合・蚕糸協同組合・林産組合等の組合制度をも包括し、かつ全く新規の制度として保険協

同組合・企業組合をも規定するもので、あらゆる協同組合の「総合基本法」としての機能をもつものであったが農林水産関係の協同組合を統合する機能はもちえなかった⁹⁾。

なお、戦後の協同組合法は、独占禁止法24条（現行22条）に規定する要件（ただし、准組合員に議決権が付与されていないことによる調整が必要）を備えた形で整備されたといえるが、最大の難点は、産業組合法のもとでもそうであったが、個別の協同組合法の射程外の分野で協同組合を設立しようとしてもそれが不可能であることにある。さらに最大の難点は、特定の分野の協同組合法とりわけ農業協同組合法はそうであるが、協同組合の組織や自主的な経済活動を促進するだけではなく、「農業生産力の増進」といった協同組合自体の結成の動機とは直接無関係な農業政策上の目的が規定されており、民主的で自主・自立の協同組合であることを保証する制度上の建付けにかかわらず、特定の政策目的とリンクした協同組合法制になっている点である。

2) 農業協同組合法の特質

戦後のわが国の協同組合法制は、構成員たる資格および協同組合が行うことのできる事業の差異を主な基準として各種の協同組合を制定したというのが立法政策の大きな特徴の一つであるが、戦後の農業協同組合法は、その制定経過から明らかなように、農地解放を基礎とする農民解放・農村民主化の政策の一環として、農地解放の成果を維持・発展させ、農民の経済的・社会的地位の向上をはかるための農民の協同の仕組みとして制度化されたものである。

農地解放は、地主的土地所有制を解体して勤労農民を土地所有者にし、土地所有と農業経営を結合させたが、経営規模の零細性を解消させるものではなかった。したがって、農民が経済的・社会的地位の向上をはかるためには、農業生産力の増進、生産物の有利な販売、消費生活の改善など、いろいろな面で協同することが必要であった。

また、戦後の農業政策の目的の一つが、農地改革の成果を引き継ぎ、農業生産力の増進を図ることであることに対応して、流通経済に関する事業に加えて直接農業生産面の事業を併せ行うことができるようにしている点に、戦前の農業団体法制に比べての大きな特徴点があり、そこにまた戦後の農業政策に占める農業協同組合の位置づけを見出すことができるということはできよう。

しかし、協同組合であるので、組合員の自主・自立の原則に従い、農業協同組合の実質的な前身ともいえる農業会とは根本的に異なり、農業協同組合として行わなければならない必須の事業範疇というものではなく、その行う事業は組合を設立する組合員の自由意思に基づく選択に委ねられている。したがって、わが国の農業協同組合はいわゆる総合農協が主流ではあるが、農協法が規定した事業をみれば明らかなように、農協法10条1項列記の事業をまったく行わない農業協同組合は存立しえないものの、列記された事業のうちどの事業を選択し行うかはまったくの任意である。

なお、農業協同組合は、農民（農業者）のための協同組織として制度的には設けられたものであるが、その前身である農業会の時代、さらには農村産業組合時代からも、農業者のためだけの職能的協同組合であったことは一度もなく、いわゆる職能組織的性格と地域組合的性格を兼ね備えていた。これは制度的にもそうであったし、それは日本の農村の実態や構造を反映したものであったといえるであろう。

農業会との違いをいえば、農業会とは異なり、准組合員（農業会の任意会員に相当）には議決権を付与しないことで、農業者の協同組織であることを制度的には担保した。その結果、その後の農村経済の発展の態様に従い准組合員が増え地域協同組合的性格が強くなってくるのは、必然であり、そのこと自体「農業協同組合」の存在意義やその評価とは本質的に無縁であり、正組合員が必要とする限りにおいて、その存在意義が無くなることはあり得ないのである。

今日、准組合員が農業者たる正組合員よりも多くなったことで、農業者の協同組織であることに対し一部に批判的な見方があるが、これは批判のための口実にすぎない。上述のように農業者の協同組織であることは准組合員に議決権を付与しない（その是非に関しては後述）ことで制度的に担保したわけで、農業者である組合員自身が問題視するのでなければ非難に値しない性格のものである。

また、准組合員の制度上の問題は、員外利用の制限とも密接不可分の関係にあり、員外利用を一方で制限しながら准組合員の加入制限を課さないということで、准組合員の制度は経済的には員外利用の制限を実質回避させる効果を持っている点をどう評価すべきかという課題は残る。しかし、員外利用の制限というものが協同組合の制度上は必須の要件であると考えた必要は必ずしもなく、組合員以外

の者との利用関係が主体となることで組合員の利益を害するようなことになれば問題であるが、これも協同組合の自主・自立の原則に従い、組合自治に委ねることで問題はない。この点に関し法律による介入が必要だと考えられるものがある。とすると、協同組合の性格を損なわないよう、組合員以外の者との取引によって生じた利益を直接的に組合員の帰属することがないよう規制するといったことではないかと思われる。

なお、会社等とのイコール・フットイングの観点から法人税等における軽減税率がよく問題視されるが、軽減税率に関していえば、資金調達や員外利用規制等事業拡張の制約等、株式会社等とイコール・フットイングになっていないことに対する補償的な性格であると評価することも可能であり、この問題も協同組合の法制度と理論的に直接的な関係に立っているものではない点を指摘しておこう。

3) その後の法制度の展開

かくして戦後の民主化政策のもと、協同組合の本質的な性格の一つである自主・自立の原則をまとして誕生した農協法であるが、その基本的な性格や制度の枠組みは、その後の度重なる改正にもかかわらず、基本的には大きな変更は行われていないとみてよいであろう。

ちなみに、農協法は、昭和22年(1947年)の施行から平成30年(2018年)末までの間の71年間で、都合105回(農業協同組合法の一部を改正する法律それ自体の規定を改正する改正の6回を除く)にもわたる膨大ともいえる改正が行われている。

このうち、農協法のための改正を目的とした法律は、昭和24年(法律第72号)、25年(法律第157号)、26年(法律第119号)、29年(法律第184号)、33年(法律第21号)、37年(法律第127号)、45年(法律第55号)、48年(法律第45号)、57年(法律第77号)、それに平成4年(法律第56号)の10回のみにはすぎない。もっとも、平成13年改正(法律第94号)のように農協法を単独で改正する法律以外による改正によっても、法律の内容を大きく変える改正は行われている。平成8年の改正(法律第119号)、平成16年の改正(法律第107号)および平成27年の改正(法律第63号)はこれにあたる。

それ以外は、他の法律の改正に伴って改正されるいわば受動的な改正で、ちなみに平成に入ってから30年間で、都合85回の改正が行われている。これらの頻繁な改正のほとんどは、他の法律の改正に伴う改正であり、とくに平成4年の

改正（法律第56号）が法人に関する規定を民法準用から商法（会社法）準用に改められたこと、平成8年以降の金融ビックバンに伴う金融・保険・証券業務の横断的規制が導入されたこと等による影響が大きい。

以上の改正のうち、農協法固有の制度的側面からの改正という点では、細かな点の改正を除外して整理すれば、事業面では、①農業協同組合が行うことのできる新たな事業の追加、②員外利用規制の緩和、が数次にわたって行われてきたこと、組織面では、①准組合員資格の拡大や前述のような②農業を営む法人への正組合員資格の付与、③役員選出方法における選任制度の追加、④総代会の権限拡大、⑤理事会・代表理事制の導入、⑥経営管理委員会制度の導入、⑦役員の資格要件の見直し、⑧事業譲渡や組織分割規定の創設などをあげることができよう

10)。

このうち、留意しなければならない改正は、平成13年の改正（法律第94号）による「農業を営む法人への正組合員資格の付与」である。というのは、戦後の農地改革の受け皿としての自作農の維持という視点からすると、同年の改正が農民以外の農業を営む法人（大法人は除く）にも正組合員の資格を付与し、両者を法律の目的規定ならびに農業協同組合の設立および存立要件においても同列に扱うこととしたからである。これは見方によっては大きな制度的枠組みの変更といえないこともない。またこの改正で、目的規定（第1条）における「社会的地位の向上」を「農民」だけでなく「農業を営む法人」にまで及ぼす改正をしているが、「法人の地位の向上」という概念はあり得るのかを含め疑問が残る内容を含んでいるからである。

なお、これまでの改正においては、基本的に自主・自立の組織であることを前提に、組織・経営の実態を反映した選択肢の拡充であり、役員の積極的資格に関する平成27年改正（法律第63号）を除き、組織の性格を強制的に方向づけるような内容の改正はなかったとはいえよう。しかし、経営管理委員会制度の一定の組織への義務化や役員の欠格要件はともかくとして、平成27年の改正による役員の積極的資格要件の追加は、一民間法人の経営に法律をもって介入し、強行規定として農業協同組合を一方向的に拘束する性格のものであり、それまでの改正とは一線を画する性格を有する、と同時に協同組合の性格に照らして適正であったかどうかは検証されなければならないであろう。

4 総合農協の誕生とわが国の特殊性

1) なぜ総合農協なのか。

農業協同組合の問題が議論や批判の俎上にのぼる場合、農業協同組合＝総合農協であるとの制度的前提があるかのようにとらえられているように思われる。制度論としては、法律と実態とを混同したような議論が行われることも問題であり改められなければならないが、なぜわが国においては総合農協が主流になったのかを客観的にとらえておくことも法律の問題と混同した議論を避ける意味では重要であろう。

総合農協という形態が、わが国の社会・経済の実態にうまく適合する形態であったといってしまうえば簡単であるが、客観的な外的な要因があれば組織が発展するというものでは決してないので、特殊な歴史的な経緯を無視して考えることはできないであろう¹¹⁾。

多くが認めるところによれば、戦後の総合農協の原点ともいえるべき基礎は、産業組合法のもと、第2次世界大戦直前の昭和農業恐慌期を通じて形成されることになる。

明治30年(1897年)の第1次産業組合法案は、信用組合の販売・購買などの事業の兼営を認めるものであったが、明治33年(1900年)の産業組合法は、産業組合が信用事業と販売、購買、利用事業などの経済事業を兼営するときは失敗を起しやすという理由で、信用事業を行う産業組合がこれら経済事業との兼営を許さなかった。

しかし、産業組合法制定後まもなくの第1次改正(明治39年法律45号)で、信用組合に他の事業の兼営を認めることとなる。その理由は、①同一区域内に信用組合以外の各種組合を別個に作って、組合員・理事等が共通であることは、税法上不利益であり事務が煩雑であること、②兼営禁止の立法趣旨も、同一の区域内の共通の組合員・理事で構成されるのでは意味をなさないので、これを兼営させて組合に対する監督を厳重にすることによって目的を達成するほうが適当であること、③貯金などによる資金を購・販売事業資金に運用することができ、周期的に資金需要の繁閑の甚だしい農村組合における事業・事務の繁閑の補整調整による経費の節減、時期的資金補充調節の便をうることができることなどである¹²⁾。ただし、理屈がどうであれ、必然的に実態が変化するものではない。

この第1次改正が狙った信用事業と購買・販売・利用などの経済事業を兼営する産業組合が主流となるのは、昭和初期の政府の農業恐慌対策として打ち出された農村負債整理組合法(昭和8年法律21号)に基づく負債整理組合を通じた負債整理、救農土木事業および農村経済更生運動ならびに更生運動の経済更生運動の拠点であった産業組合陣営によって展開された第1次、第2次の産業組合拡充計画の結果とあってよいであろう¹³⁾。

この農村経済更生運動は、昭和7年の「農山漁村経済更生計画ニ関スル件」(農林省訓令第2号)¹⁴⁾が『「農村部落ニ於ケル固有ノ美風タル隣保共助ノ精神ヲ活用シ」と述べているように、『地方改良』運動〔後述〕で試みられたような村落共同体秩序の再建を『自力更生』の名によって実現しようとするものであった¹⁵⁾。

この「隣保共助の精神」を法律にまで格上げして仕組まれたものに農村負債整理組合法(昭和8年法律21号)がある。この法律は廃止されず今日も残っているが、その第1条が「農山漁村ニ居住スル者ノ経済更生ヲ図ル為隣保共助ノ精神ニ則リ其ノ者ヲシテ負債整理組合ヲ組織セシメ……」(第1条)と規定するように、負債整理を必要とする者と負債整理をするものの世話をするために隣保共助の精神に則り作り負債整理を行わせることを目的にしたもので、いわば農村における冠婚葬祭等での隣保共助の風習を負債整理にまで拡大し制度化したものといえよう。

隣保共助という表現は用いられていない(もっとも協同組合は共助の精神に基づくものであえて使用するまでもないということであろう)が、その思想は、昭和7年の産業組合法の改正にも明確にあらわれている。すなわち、産業組合の責任制度は、それまで、組合員の「無限責任」、「有限責任」「保障責任」の3つの態様を認めていたが、有限責任制度は他の事業を兼営していない信用組合または購買組合にのみこれを認めることとし、それ以外は無限責任、保障責任制度とし、四種兼営を推し進めた農村の産業組合については有限責任制度を採用することは許されず、無限責任制度の採用が勧められた。これと並んでの重要な改正は、法人は原則として産業組合の組合員となれないことにする一方、農事実行組合を産業組合法に基づく法人としたうえで産業組合の組合員たる資格を付与したことである。この農事実行組合は、その構成員は産業組合との関係では無限責任を負う組織とした。

負債整理組合も組合員の無限責任制と保障責任制の2つを用意したが、そのほとんどは無限責任制の組合であり、その多くは農事実行組合がその実質的機能を担ったことにもみてとれる。負債整理を含め経済更生運動を実質的に担ったのは農事実行組合であり、第2次大戦下の国家総動員体制のもと、「部落会町内会等整備要領」(昭和15年・内務省訓令17号)によって全国の町村に部落会が全戸強制加入で設立され、その下に隣保実行班として往時の五人組を想起させる隣組が組織されることとなり、部落会 — 隣組の組織は戦時下において国策遂行の基礎組織となり、これによって国民生活は国の全面的な統制下に置かれることになるが、農村部における部落会はそのほとんどが農事実行組合を基礎に組織されることとなる¹⁶⁾。かくして、戦時統制下の農業団体は農民的自発性を完全に失われることになるが、その戦時統制機構の中核を担ったのが、1930年代に全国化したムラ(村落共同体)単位の農事実行組合を中核とする新たな「ムラ」の役割であった¹⁷⁾。

このように昭和恐慌期を通じた農村経済更生運動は、戦後の農村における中核的機構・組織としての農業協同組合の基礎を形成するとともに、産業組合の農村・農民に対する影響力を決定的にしたといえる。

2) 更生運動と農業協同組合

このように戦後の農業協同組合の基礎は、昭和農業恐慌を克服するために農村経済更生運動とそれに呼応する形で展開された産業組合拡充5か年計画(昭和8年～12年)、それに続く第2次産業組合拡充3か年計画(昭和13年～15年)によって形づくられたといえる。それはまた、昭和12年7月の日華事変の勃発、13年4月には国家総動員法が公布され、本格的な戦時体制に突入するなかで産業組合が国家による戦時統制に組み込まれるための過程の一環でもあった¹⁸⁾。

本稿は、経済更生運動の具体的な展開やわが国の経済史的な分析をしようとするものではなく、法律の建前とは無関係に所与のものであるかのように認識されている農業協同組合の社会的な性格が形づくられ、農業協同組合を批判する者のもとより農業協同組合人やそれを擁護しようとする人たちの間で、同じ認識を基礎に共有しながら議論される事情はどうして生まれることになったのかを仮説的に明らかにしようとするものである。更生運動の過程や評価そのものには深く立ち入らない。それは、今日のいずれの議論も農業協同組合を組織している人たちの主体性が隠れた議論になっているためであり、主体性をもった議論を確立

する上では欠くことができないものだと考えるからである。

前述のように農山漁村更生運動は、農林省訓令に『農村部落ニ於ケル固有ノ美風タル隣保共助ノ精神ヲ活用シ』と述べているように、「隣保共助」、「自力更生」などを強調した昭和の大恐慌の衝撃を受けた農村の危機に対処するための官僚主導による上からの運動であったが、農村側にもそれを受け入れる素地や期待があったことも忘れてはならないであろう。一方的な押しつけによって人々が期待どおりに動くことはないからである。

この困難の克服を「自力更生」で実現させようとする精神主義的ともいえる更生運動は、昭和恐慌期にはじまったものではなく、日露戦争後の戊申詔書（明治41年）の実践として展開された、二宮尊徳の報徳精神を掲げ、農村の自力更生力を高め、名望家自治の不振を克服しようとする官製の運動であった地方改良運動に始まったもので、その精神や手法は戦後昭和30年代の「新農村建設計画」事業にまでも連なるもので、われわれ日本人の精神構造やものの見方・考え方の深層に影響を及ぼしており、そのことを客観的に受け止めることが重要である。

戦前との大きな違いは、戦後のそれは財政補助等の伴うもので補助金を手段とする政策誘導の側面が強いが、それは地主制にかわる中堅の自作農、自小作を中核とすべき長年取り組まれてきた結果形成されてきた新たな村落共同体秩序（ムラの秩序）を基礎としたもの（具体的には合意の形成や計画づくり）であり、それは旧農業基本法のもとでの構造改善事業にも引き継がれており、その後の農政の展開においても政策の担い手としての期待が農業協同組合だけではなく多様化してきている点では異なるものの大きな変化はないといってよいのではないと思われる。

もっとも農村更生運動期に産業組合が急速かつ広範に普及していったのには、「単に行政の側での強力な農村への介入ではなく、同時に農村側に産業組合に期待するものがあつた側面を忘れてはならない」¹⁹⁾ が、ここでいう「農村側」という場合の主体は、寄生地主に代わる在存地主、中堅の自作・自小作農であり、当時の太宗を占める経済的余力もない零細農家にとって産業組合はある意味無縁の世界であり主体的にかかわりをもつ存在ではなかったことも忘れることはできず、むしろ「農村側」というより「産業組合側」に期待する側面があつたというのが正しいように思われる²⁰⁾。しかし、農林省訓令にいう「固有ノ美風タル隣保共助

ノ精神」という物言いそのものが、外からの、ないしは上からの視点であり、協同組合側からの視点ではない。江戸時代の強制加入をともなった統制・相互監視のための5人組制度とは異なり、明治以降のムラを単位とする農家小組合、その後の法制度としてとり込まれた農事実行組合は、任意の自律的団体ではあるが、農民の創意によって自主的に組織化されたものでない限り、それは建前とは異なる性格を帯びるものとなる。実態が後退すればするほど理念が強調され、イデオロギー政策が増幅するというのは歴史が証明しているが、頼母子講や結などに代表される相互扶助の精神ないしは協同の精神は、一方では支配する者にとって収奪や支配を隠ぺいする負の側面を有していることを忘れてはならない。戦前の産業組合の発達と農業団体への統合過程を特徴づけているのもここである。

ところで、農事実行組合の制度は、戦後の農業協同組合法制定過程の中で否定されることになったが、戦後の農地改革の結果によって農村が変わったわけではなく、古くからの村落的秩序は残ったままであったし、戦後の総合農協も戦前の産業組合および農業会の組織基盤をそのままの形で引き継いだということは決定的に重要な意味をもっている。長い過去からの慣習や人間関係を背負い生きてきた人たちの間には、「暖かい思いやりの心」が存在している（た）のも確かであるが、それはあくまでも自然村落的な村落秩序においてであり、個人の主体性を維持した個の確立を前提にした自治ではなく、そうした共同体にあってはその中の構成員の主体性が意識されず、問題が起こったときの責任の所在もあいまいのままになる社会が形成される²¹⁾。そのうえ、こうした伝統的な社会関係が存在している場合には、共同体秩序を乱す個人行動を私利に基づく行為として排除する伝統的な思考が残っていることが少なくなく、今日の農業協同組合の組織・事業運営においてもかかる思考から脱却できないでいる遠因もこのあたりに存在しているように思われる。

かかる長年にわたる発展経路を通じ、農村・農業政策と表裏一体の官制の組織の保護育成が今日の総合農協の性格に大きな影響を及ぼすとともに、世間一般に農業協同組合は一種の行政機関的な特殊な組織であるかのような理解が生まれ、主として政策論的な議論においてもかかる視点で農業協同組合をめぐる議論や批判がなされることとなった大きな要因になっているのではないかと思われるので、それを何らかの形で突き破る努力が欠かせないであろう。

3) わが国の専門農協とその存立基盤

産業組合法の制定に先立ち商品経済の進展のもとに形成されたわが国の近代的農業協同組合の先駆とも称される生糸販売の上州南三社（碓氷社、官楽社および下仁田社）や静岡等の茶の販売組合は、いわば専門農協であった。輸出品であった生糸や茶は、粗製濫造の弊を改めるための同業者組合的性格を合わせもったものであり、産業組合法が制定され直ちに産業組合になったのかといえそうではなかった。産業組合法自体、これら先駆的な組合に法的根拠を与えることを目的に制定されたものではなく、これらの組合は資金的には横浜の輸出業者に依存し、かつ、出荷物について質的・量的なまとまりを要したことから南三社の場合にはいわば連合会的な機能を担って発展している。

米も生糸と並ぶ輸出品であったが、地主制のもと、封建時代さながらに村落単位で稲作が営まれ、生糸のような専門分化の道をたどらず多くの米地帯の農村の場合には自給自足を兼ねた兼業として養蚕が営まれ、戦後しばらくはこうした状況が続いてきた。

わが国の産業組合法の立案にあたってモデルとされたドイツのライフアイゼン組合が集落単位で信用組合としてスタートし、その後経済事業も兼営する形で発展したが、その後の商品経済の発展に対応した商業的農業の適地適産を求めての発展に伴う農業基盤の広域化、経営的分化が進んだ結果、事業別、作目別農協が成立していく道をたどり今日のような姿になったが、日本の場合にはこうした条件が欠けていたという以外には無いように思われる。いいかえると、わが国の場合には、端的に言えば専門農協を成立・発展させる社会的・経済的環境がなかったからといえるであろう。

戦後の農村は農地改革の結果、多くの小規模自作農が誕生したが大多数の農村は稲作を中心とした自給的農業が一般的であり、過剰人口を抱えたわが国における最重要課題の一つは食糧増産であった。前述のように新たな農業協同組合もその多くは戦中の農業会の機能・財産も引き継ぐ形でスタートした。農協法も総合農協を前提にしたものではなかったが、現実には、「農地改革についての連合軍最高司令官覚書」（昭和20年12月9日）に対する農林省の回答である「農地改革計画」（昭和21年3月15日）の「小作人が自作農となりたる場合再び小作人に転落せざることを保証する制度」としての農業協同組合に関するいわば農林省の第1次案の

なかにもあるように、農業協同組合の組織としては「農業会の全系統組織を再編成して最末端の組織を市町村の段階より部落の段階に迄降し耕作農民の鞏固〔きょうこ〕な民主的組織を基盤とする機構に改めると共に地方的特殊条件に応じ得る特別の組合及聯合体の組織を可能ならしめる」とし、市町村農業協同組合に関しては「市町村又は之に準ずる区域を地区とし農事実行組合及其の組合員を以て組織する」、特殊農業協同組合²²⁾については「果樹園芸、茶業、搾乳業等特殊農業を専門的に営む者に於て特に必要ある場合都市等の区域に組織することを得るものとする」と整理している。このうち、農事実行組合は、産業組合時代からもあった集落内において「調査、耕地整理計画、生産供出計画、資材配分計画等の企画及実践を担当するものとし之に必要な統制権能を附与されるもの」と村落における農民の生産協同体としての機能を果たすことが期待されたものであり、占領軍からは否定されたがそれ以外の部分は考え方として基本的に維持されたし²³⁾、前述のように戦後の農地改革は、農地の権利関係の改革であって農村社会を変革することとはならなかった。

端的に言って、戦後の農業協同組合は、民主的な衣をまとった統制組織としての機能を農業会組織の延長線上に想定された感が強いが、特殊農業を目的とする協同組合に対する考えは、「農業団体の濫立は、農業経営の機能の分裂を惹起し、かつ農家家計の負担を増し、農業の発展を期する所以ではないから、その設立は、これを最小限度にとどめることが望ましい」²⁴⁾とし、金融事業は兼営とせず単営とすべきではないかの意見に関しては「将来わが国民経済に占める農業の重要性和農業協同組合のわが国農業における地位とを考え、農業協同組合の真の発展を図るために金融事業の在るべき姿を芳えるならば、その事業の基礎を強化すべき兼営制を採るべきことは極めて当然であり、かつそれが最も農民の利益に合致すると考える。そしてそれは産業組合の歴史の示すところでもある」との認識であった²⁵⁾。

下の表は、農業基本法（昭和36年法律127号）制定時からの総合農協と専門農協の大まかな推移を示したものである。1970年代初めまでに一番多かったのは、戦後外地からの引揚者対策として国策としてすすめられた開拓行政のもとでの開拓農協であり、そのほか開拓地ではじめられた畜産・酪農等に特化した専門農協が多く、農業基本法の施行後選択的拡大の一環として新たに果樹等で専門農協が誕

生したが、発展の緒について間もなく農産物貿易自由化の流れの中での農業保護の後退のもとに発展の展望が絶たれ、専門農協の多くは消滅するか総合農協に吸収合併されることとなった。専門農協の数は、合併、事業停止、解散等により減じているがなお総合農協の数よりも多く、2015年度の販売品取扱高の約1割を専門農協が担う形になっているが、わが国における農産物の供給を支えているのは総合農協である。

欧米の農業協同組合が専門農協であるのは、商業的農業の外延的发展とそうした中での農業生産の地域的分化や経営形態の分化が進んだことと、それを支える農業保護政策があったからであり、ひるがえってわが国においては、柑橘等の専門農協に代表されるように商業的農業が市場開放による貿易自由化によってその発展の緒が摘まれ、農業保護政策も後退した結果、専門農協も発展の道が閉ざされ総合農協に統合されていった。さらに総合農協は、引き続き合併により広域化する傾向がみられ、そうしたなか、わが国において専門農協が新たに発展する余地や存立基盤があるかどうかは疑問であろう。

出資農業協同組合の推移等

(取扱高の単位は、億円)

	総合農協		専門農協	
	現在数	販売品取扱高	現在数	販売品取扱高
1960年度	12,050	5,999	5,308	—
1965年度	7,320	12,425	5,109	989
1970年度	6,049	21,088	4,403	2,064
2000年度	1,347	49,508	1,671	3,945
2015年度	691	45,349	875	4,529

(注) 現在数は、翌年3月末の数値で、事業停止組合等も含む。

5 農協批判の法制度面からの検証

1) 農協批判が意味するもの

農業協同組合は、産業組合の時代から農村における中核として農業協同組合(産業組合)がすわり、かつ、行政的な役割を担わされてきた。西欧にならった近代国家建設にあたって地方自治制度の確立は重要な課題であるとの認識はあつ

たが、明治憲法下にあったの地方自治は憲法に保障されたものではなく、とくに日露戦争後天皇を中心とする家族国家観から報徳精神の旗のもと官僚支配と共同的人間関係を融合する体制が村落共同体（ムラ）の中に定着していくこととなる²⁶⁾。その中で中心的に役割が期待され、かつ、担うこととなるのが産業組合であった。

戦後の農業協同組合法についてはその提案理由でも述べられたように「自由の原則」、「農民の主体性の確立」等が強調されたが、敗戦と外地からの引き上げによって内地の食糧需給は破たんし、極度の食糧・物資難のもと食糧管理制度に基づく主食のコメの出荷と配給の統制をはじめとする経済統制は不可欠の要請であったこともあり、農業部門の統制経済の実務を担当していた農業会の機能は何らかのかたちで維持することが切実に求められた。こうした客観的事情のもと、前述のとおり農業協同組合の設立自体不可避であったと同時に組合への加入は農民にとって不可避であり、かつ、農業会との関連上も惰性でもあった。

かくして農業協同組合は、引き続き農村における中核的な団体としての役割が期待され、また、前述のように、戦前からの農業協同組合を利用した農村経済更生運動の手法が戦後の農政においても活用されることとなった。

農業協同組合に対する批判が表面化してくるのは、いろんな意味で1970年代の2度の石油危機を起点に戦後自作農体制が解体過程に入ってからである。日本の農産物の国際的な割高感に基づく財界等を中心とする農業保護政策への批判にはじまり、その後コメ過剰問題を背景にした米価引き下げの要求に対する1986年（昭和61年）の据え置き米価決定の過程における農協の政治的行動に端を発したマスコミによる農協批判が加わり、さらに当時の玉木総務庁長官による政権側からの農協批判が飛び出す、それはその後の農協批判の先鞭をつけることとなった。同じ年の前川レポートを契機とする自由主義的な経済政策への転換のもと、政府の農業政策も保護主義的農政からの脱却へと大きく舵を切ることになるが、農業協同組合は農政上も重荷となってきたということなのであろう。

この基底に存在するものは、戦前・戦後を通じて国を支えてきた「ムラ」の解体ないしは村落共同体秩序の崩壊の進行であり、農業協同組合の存立基盤の弱体化というのが現在の農業協同組合が直面する大きな課題であるといえる。

こうした流れの上に立ち、戦前、戦後を通じ政府が一貫して採り続けてきた農

業協同組合に対する政策上の姿勢を政府自らが変えることを宣明したとみられるものが、平成15年(2003年)3月の農林水産省の「農協のあり方についての研究会」の報告書である。これはその前年に決定された「米政策改革大綱」に基づく米政策の大転換の方向を踏まえた形のものであるが、多くから批判が行われている先般の平成27年の農協法改正の端緒となるものであるので、少し長くなるが重要だと思われる点についてみておこう。

まず、報告書は「農協系統の問題点」の項で、「行政側が、農業経営の近代化や協業の助長のため、農協系統に行政代行的な仕事を期待してきた結果、農協系統自身が「半分公的な組織」²⁷⁾という誤解をしたという側面もある」とし、「行政との関係等」の項で、「これまで行政は、農協系統と連携して農政を推進し、それなりに成果を上げてきたが、農政の遂行に農協系統を安易に活用してきた側面もあり、それが結果として農協系統の自立を妨げてきたことも否定できない」との反省に立って、「今後の行政と民間の経済主体である農協系統との関係については、安易な相互依存とならないよう、まずその役割を明確に区分けした上で、適切な協力・協調を行っていく必要がある」とし、さらに行政代行的業務の是正として「食管法時代の米行政に代表されるように、行政は、これまで農協系統に国や地方公共団体の仕事を代行させてきた面もあるが、今回の米政策の改革等を踏まえ、農協系統と行政のそれぞれの役割を厳しく自覚し、安易に行政が農協系統に行政代行的業務を行わせることがないようにしていくことが必要である」とした。最後の「食管法時代の米行政に代表されるよう」とそれだけには限らないことを意識した表現はされているが、前述のように産業組合にはじまり戦後の農業協同組合は、一貫して国の政策遂行のための道具として利用されてきたものであることを忘れてはならず、かかるとりまとめがなされなければならないということ自体を問題視すべきであろう。

というのもその根底には、依然として民間団体にすぎない農業協同組合を政策の対象として把握し続ける姿勢が存在し、かかる問題を議論の俎上にのせて主張する人たちも農業協同組合を政策の対象として議論している点で変わりはないといえるからで、そこでは本来の主体である組合員が消えてしまっているからである²⁸⁾。

2) 制度上の論点の検証

農協批判は、ある面で農協法の問題であるかのように理解され議論されるが、基本的には法律とは無縁のものであり、法律を改正すれば問題が解決するかのように議論を誘導するのは、依然として政策遂行の手段としてしか農業協同組合をみていないということを示している。また、政策上、農業協同組合を論じるのも政策の対象としての農業協同組合の議論であり、本来、自主・自立の協同組合である農業協同組合という視点からするといずれも検証するに値しないといえる。

とはいうものの、政府の規制改革推進会議等を中心に主張されてきた株式会社との形式的な平等（イコール・フットィング）の視点から農協制度に対する根強い批判があり、主な批判として①信用・共済事業の兼営の許容、②法人税等の優遇、および③独占禁止法の適用除外の問題が指摘されているので、この3点を検証しておこう。

第1は、農業協同組合には株式会社には認められない信用・共済事業の兼営が認められているが、これは農業協同組合の特権で、不平等であるので兼営を認めないようにすべきだというものである。しかし、この点に関しては、その主張の根拠、なぜ会社と同じようにしないといけないのか、いいかえれば何のため、だれのためにする主張なのかが問題にされなければならない。すでに述べたように農業協同組合に信用事業・共済事業の兼営が認められてきたのは、その必要性が認められるとともに組合員の視点に立って合理的だからに他ならない。現在、員外利用規制という制約のもと規制されているので、そもそも制度的にイコール・フットィングではないものをイコール・フットィングを持ち出して投資家所有会社と同じように論じるのは無理というべきであろう。

事業会社であっても現在その傘下に銀行や保険会社を置くことは認められている。銀行は、現在、子会社形態であっても銀行持株会社のもとでの子会社として一定のものを除き事業会社をその傘下に保有することはできないことになっているが、これは①銀行が一般企業の経営に参入することによりその産業支配力が強力になりすぎる懸念があること、②支配下の企業が経営不振に陥った際には銀行経営に悪影響を与え、顧客預金の安全性が確保されないとの懸念があること、③銀行が特定の事業会社と出資・系列関係になった場合には競合する他の事業会社への貸出の安定供給に支障が出る虞れがあることなどの問題がある、すなわち競

争法上の悪影響、銀行経営の健全性確保、利益相反取引の防止ならびに公共性からの要請としてセーフティ・ネットの確保などの観点からであり、逆にいえばかかる問題が解消できることができれば解決する問題であろう。

問題にされるとすれば、それは農業協同組合の信用事業等と他事業との兼営に伴う問題を回避するために講じられている措置が適切か否か、さらには組合員やひいては国民経済上に及ぼす悪影響が認められるかであろう。むしろ良い仕組みであれば、制度上否定されるべきではなく、他の業態での制約と制約を解除した場合の措置についてこそ問題にされるべきであろう。

兼営問題とのイコール・フットイングからいえば、協同組合として非組合員との取引制限が課されていることの問題、信用事業を行わない農業協同組合にその子会社として銀行等を保有することができるようになっていないこと、さらには協同組合を持株法人として組織し、そのもとに組合員が必要とする事業を行う会社を保有することを認めていない問題も、そうした需要があればという前提であるが、俎上にのせて議論をすべきであろう

次に、法人税等の優遇（もっとも、実質的に大企業を優先する税制上の措置は多いので、そもそも税制上イコール・フットイングではないともいえる）として批判されることが少なくない軽減税率の問題に限定してみよう。

たしかに、一般の普通法人の法人税率が23.2%であるのに対し農業協同組合等の協同組合の法人税率は19%（一定の大規模生協にあつては22%）となっている。所得に対する税率であるので、法人の種類によって異なる税率を適用するのは理論的ではないともいえる（戦後のシャープ税制のもとでは法人の種類による違いはなかった）ので、税率の乖離幅を含めて、理論というより政策判断にかかる問題であつてこれも形式的平等をもって論ずべきことがらではないといえる。もっとも、理論的には、協同組合にあつては、員外利用という事業上の制約に加え資本調達の手段が限られているので、かかるハンディキャップに対する補償的意味合いを有しているともいえるのであつてこれも形式的平等をもって論ずべき課題ではない。あえてイコール・フットイングをいうのであれば、員外利用規制をなくし、資本調達も株式会社と同様に自由にすべきということになろう。

最後に、独占禁止法の適用除外の問題であるが、これも競争政策上、形式的平等をもって論じられるべき問題ではなく、現行制度で健全な国民経済の発展とい

う観点でどこに弊害が生じているかを明らかにしたうえでの議論が必要な課題であり、株式会社の場合には独占禁止法が適用になり協同組合の場合は適用にならないといった問題に矮小化されてはならない問題である。

以上要するに、そもそも制度が異なるものをイコール・フッティングで論ずること自体が誤りであり、農業協同組合を批判するための材料として持ち出されているに過ぎないものばかりであるが、全体を理解しないものにとっては一見わかりやすい批判であるので、留意が必要であろう。

ところで、信用・共済事業の兼営の問題とは無関係とはいえないものに、総合農協から専門農協として発展させるべきではないかとの論点がある。しかし、この問題もすでに述べたように法制度上の問題ではない。現行法に問題があるために専門農協が発展しないわけではないし、専門農協であればわが国の農業問題が解決するわけではまったくない。わが国で専門農協が発展してこなかったのには、前述のように理由があり、発展に必要な環境を整えば、必要に応じ組織は芽生え発展していくものであって、それこそが自主・自立の協同組合であり、法律をもって誘導する、いな誘導できる問題ではなく、法律論としては環境変化にあわせて組織が発展をしていけるよう、それを邪魔しているものがあればそれを排除し、発展しやすい法的環境を整備するというに尽きるのではないと思われる。ただし、現行農協法が専門農協が発達するために阻害要因となっている事実はないのであって、そのために何らかの改正が求められているかといえ、そのような事情や背景はないといわざるを得ない。

おわりに

協同組合の法的特質に立ち返って、最後に議論の多い平成27年の農協法改正における改正事項を含めて法律上論点とすべきかもしれない事項に関し、筆者としての考えを整理して本稿のまとめに代えることとしたい。

前述の協同組合の法的特質との関係、したがって農協法の根幹にかかるもので論点となり、現になっているのは、准組合員の位置づけと員外利用との関係と組合員資格の問題であろう。この問題は、現在の組合員がどのように自らの農業協同組合をとらえ、改めるべきだと考えているかは不明であり、かつ、組合員側から問題提起もないとすれば、議論・検討すべきことは公共的・公益的観点から改

めるべき理由があるかどうかということであろう。

まず准組合員の問題であるが、何が問題視されているかという点が重要である。2点あり、農業者の組織でありながら、農業者の組合員よりも非農業者の准組合員の数が多くなっていることが一つと、もう一つは現在の農業協同組合の行っている事業は正組合員のための事業というよりも准組合員対象の事業に傾斜しており、農業者へのサービス提供がおろそかになっているというものである。

准組合員が今日のように増えてくることは農協法制定当時は予定していなかったのかも知れないが、農業者の協同組織であることは准組合員には議決権等のいわゆる共益権を付与しないことで制度的には担保したということであって問題視するには足りない。問題があるとすれば、准組合員が増大することで正組合員に対するサービスの提供に支障が生じているかということであろう。自主・自立の組織である以上、これは農業協同組合の運営管理権を有している正組合員がどう評価しているかであって、そもそも第三者が干渉すべき性格のものではない。問題になり得るとすれば、正組合員と准組合員との事業利用が競合し、経営資源等の制約から正組合員の利益が害されることになっている場合であろうが、現実にかかる事情は存在しないであろう。准組合員の事業利用があつてこそ農業協同組合の経営が安定し持続可能性が維持されている現状にあり、その限りは正組合員の利益に適うことはあっても害することはなく非難されるべき性格のものではない。

平成27年改正法附則51条3項は、「准組合員〔かつこ書略〕の組合の事業の利用に関する規制の在り方について、……検討を加えて、結論を得るものとする」旨規定しているが、上述のように正組合員との利用が競合する事業に関して正組合員の事業の利用が妨げられている実態があるのであれば、かかることがないように准組合員の事業利用に制約を加えるというのは、正当な理由がないともいえず制度的な論点たり得るであろう。そうでない限り、准組合員の事業利用に制限を課すとなると員外利用との関係の整理も必要となり、規制する理論的根拠をみいだすことは困難であるばかりでなく、仮に員外利用制限のように准組合員の事業利用を規制するとすれば、それは出資者である組合員の固有の権利を害することになり許されるものではない。

先の法律改正の議論では、准組合員と員外利用とは関連する問題としては認識

されてはいない。しかし、協同組合である農業協同組合には員外利用の制限というのは固有の制度的制約であるとの前提にたって、一定の事業に関しては株式会社化を促すような観点からの制度的手当が行われているが、員外利用の制限を協同組合にとって固有のものと考えたべきか否かは、わが国ではそう考えてきたとはいっても、世界的にみて協同組合である限り員外利用の規制は避けられない制度上の制約というわけではなく、員外利用規制をなくするという選択肢もないわけではないなかで員外利用の制約を改正の理由にする根拠はないといえる。

准組合員制度と員外利用の制度は、制度上その効果が競合する問題を含んでいるので、見直しを行うというのは理論的にはあり得るであろう。その際、改善の方向としてはいくつかの選択肢が考えられ、例えば員外利用制度は准組合員制度に一元化し、員外利用制度に関しては現行の生活協同組合法のように極めて限定的な場合に限って存置するというのも理論的には考えられるであろう。そうした場合の准組合員については、現行制度の延長線でその権利義務に関しては見直しをしないか、正組合員の農業協同組合の支配権を侵害しない範囲で共益権を認めるというのも選択肢としてはあり得るであろう。

さらに付け加えるならば、正組合員（将来正組合員として加入する者を含む）の利益に資するようにするという観点からいえば、諸外国の制度にもあるように、員外者との取引から生じた利益（剰余）は、特定の準備金に積み立てなければならないこととするとともに、解散に際しても解散時の組合員には帰属させずに、農業振興や地域の振興に寄与する非営利法人等に帰属せしめるようにすることも考えるべきであろう。また、この準備金には、准組合員との取引から生じた利益のうち事業利用分量配当として分配しない部分についても同様に規律するというのも考えられるであろう。

次に組合員資格に関してであるが、戦後の自作農体制の解体ないし崩壊、さらには一部には村落の維持もままならない現状を直視するならば、正組合員資格を農業経営の主体である者に限定（農業従事者に対しても正組合員資格は当初から付与されている）せずに、農業生産に関与あるいは利害関係を有する者に広く正組合員資格を付与するというのも一つの方向であろう。ただし、農地の維持や農業生産活動の維持、さらにコミュニティの崩壊といったようなものが協同組合でもって防げるかという問題がそもそも存在するし、まずもって農業協同組合の正

組合員がこうした課題をどのように考えるかが先ずもって重要であるが、組合員資格をこのように拡大したからといって現在の農業協同組合の組合員の権利が害されることにはならないのであるから、地域に生じている課題を解決するために適切な組織を形成することに資する意味で組合員資格に関する法制度を柔軟にするというのは検討すべき課題であろう。

いずれにしても私的団体を規整する法律は、協同組合の組織化を促す目的をもっているとするれば、組合員による自主・自立を促すような制度であることを目指すべきであり、組合員の選択肢を拡大することはあっても、既存の組織を法律をもって一定の方向に強制的に誘導するようなことは、組織法としての協同組合法の範疇をはみだすものであり、特定の政策の手段とするような制度改正はそろそろやめるべき時であろう。

最後に付言すると、農協法というものは何も総合農協という組織形態を前提とした制度ではないのであって、そもそも現状の総合農協を前提に農協のあり方を制度論的に論ずることが妥当かどうか、今一度立ち止まって考えてみるべきであろう。

注

- 1) 農林省農政局編(1951)228頁
- 2) 当然のこととして、この過程において農業会の実務者である役職員が実質指導権を握ることとなったのはいうまでもない(前掲注1・226頁以下)。
- 3) 拙稿「最近の協同組合立法の世界的動向とわが国への示唆」農林金融(2014年11月)を参照。

なお、1995年のICAの「協同組合のアイデンティティに関する声明」は、国連の決議(Resolution 56/11430; UN Guidelines aimed at creating a supportive environment for the development of cooperatives)やILO勧告(ILO Recommendation: R193 - Promotion of Cooperatives Recommendation)でもって公的な形でオーソライズされ、国際司法裁判所規程(the Statute of the International Court of Justice, 1921年)の第38条を通じて国際法の法源となり得る可能性がある(杉浦高嶺他『現代国際法講義(第5版)』有斐閣、平成24年、12頁、Henry, H. Guidelines for cooperative legislation(3rd ed.revised). ILO, 2012, 41頁以下参照)という点で重要であろう。

- 4) Dunn, John, et al.(1987)
- 5) 丸山(1961)は「制度の建前の論理は、具体的政策→法の施行→国家の多数決→国民多数の意思という『首尾一貫』した還元論法によって、政策を実施した場合の具体的な効果についての面倒な測定や普段の検証の問題を一挙に飛び越してしまう」(189頁)としている

が、最近の法律の制定や改正もその傾向が強いように思われる。

- 6) 産業組合史編纂会(1956)『産業組合発達史Ⅰ』337頁。それらの組織は産業組合法が制定された後に産業組合に速やかに組織転換したわけではないことから明らかであろう。
- 7) 産業組合法の制定からその後の変質の過程等に関しては、拙著「わが国の協同組合法の形成過程と協同組合法制のあり方」(にじ・2012年冬)、同「協同組合法の系譜と将来展望」(農林金融・2012年2月)等参照。

なお、産業組合の制度は、地方自治制度とも密接な関連で立案されたものであり、山県有朋によれば「地方自治制度の施行以来十有余年を経過したるも、未だ其功果の観るべきもの甚だ稀にして、恰も寥々晨星の如くなるは、種々の原因に出づるならんと雖も、職として地方人民をして自治の智能を具備し、之を实地に応用し修鍊せしむるは、産業組合に如くものなし、産業組合は利害を齊くするもの協同一致して団体を組織し、自ら事を計画し実行するものなるが故に、由て以て得たる智識経験は、地方自治の上に大いに資する所あるべければなり、西人曰く産業組合は地方自治の予備校なりと、吾人の意を得たるものなり」(「創刊之辞」『産業組合』、第1巻1号、1906年11月)としている。ここでいう地方自治制度の施行とは、大日本帝国憲法制定に先立つ1888年の市町村制と翌年の府県制の制定を指しており、明治政府のリーダーたちは、近代国家の建設に当たり、地方自治制度の存在が不可欠と考え、明治維新から約20年をかけて、地方自治制度の整備に心血を注いでいる。しかし、「明治政府による「地方自治」度の確立は、……自由民権運動の地方的基盤を奪い、村落共同体秩序を官僚制的支配の末端にくみこむ過程をなすもの」(石田(1998)27頁)であり、西欧におけるような「自由」を基礎とする「自治」ではなかった。

- 8) これは戦前からの旧民・商法がわが国の法人制度を営利・非営利(＝公益)に分けてきたことにも大きな原因があるように思われる。それも平成17年の会社法の制定と18年の中間法人制度をとり込んだ一般社団法人及び一般財団に関する法律が制定されることで、わが国の法人制度の体系が整理された時点で協同組合制度もいずれかにとり込んで整理することも理論的にはできないわけではなかったように思われるが、わが国の協同組合法の特殊性(単なる組織法ではない)からそれもできなかったという側面があることは否めないし、またそうした制度設計を求める要請もまたなかった。
- 9) これにより、中小企業関係の協同組合法は極めて整理されたものとなり、農業も含め事業者が協同組合を設立しようとするれば、同法に基づく事業協同組合を設立することは可能となったが、消費者のための協同組合は最初から射程外であり、農林水産関係の協同組合法を統合する機能は持ち得なかった。また、一たんは簡素化され民主的な制度に衣替えとなった協同組合制度であるが、戦後の急激な経済変動に伴う中小企業等の経営不振、朝鮮戦争の勃発に伴うアメリカの対日基本政策の変更と日米講和条約締結を契機に、中小企業分野では、その後の独占禁止法の見直しに伴いカルテル制度は極一部の分野を除き廃止されることとなるが、カルテルのための組合制度が復活し、協同組合制度の変質が一部の産業分野ではじまることとなった。なお、戦後の協同組合法の立法経緯に関しては、拙稿「協同組合法の系譜と将来展望」(農林金融・2012年2月)を参照。
- 10) ところで、農協が自ら組合員の共同事業としての農業経営を行うことができるか否かについては農協法制定当時から議論があったところであり、旧農業基本法(昭和36年法律127号)を踏まえた農協法の改正(昭和37年改正)では、農業協同組合とは別建ての制度とし

- て農事組合法人の制度が創設されることになったが、農業生産法人としての農業協同組合を正面から認めることがあってもよかったのではないと思われる。
- 11) 東南アジア諸国の多く（例えば、インド、スリランカ、インドネシア、タイ、バングラディッシュ、マレーシア、フィリピン、台湾、韓国など）が、わが国と同様、農業協同組合が経済事業と信用事業との兼営を許容する法律を有しながら、多くがわが国のような総合農協として発展していない。これには経済的要因や農村の社会構造、さらには戦前から協同組合に対する法制度を含め国家の政策・姿勢等が関連する経路依存的な問題が影響していると思われるので、一様に整理することは困難である。
- 12) 産業組合史編纂会(1965)『産業組合発達史 I』441頁、大塚(1968)212頁。
- 13) ちなみに、昭和7年には、①未設置町村の解消、②全戸加入、③信用・販売・購買・利用の4種兼営、④組合統制力の強化を主要目標とする第1次産業組合拡充5か年計画が産業組合大会で決議され、翌8年から実践されるが、昭和7年末の産業組合の組織現状とはいえば、未設置町村数1,849、産業組合の総数14,352組合で組合員たる農業者総数3,523,130人、その農家総戸数に対する割合は62.4%、14,352組合のうちに占める4種兼営組合の割合は、4,497組合、31.3%にすぎなかった。第1次計画後、農家組織率も兼営組合数も増加したが、ほぼ戦後の総合農協の原型ができあがるのは農事実行組合を基礎にした未加入農家解消を図ることとした第2次産業組合拡充運動3か年計画最終年の昭和15年以後であり、同年末には農家の組織率も94.5%に対し、4種兼営組合の割合が79.8%となるに至った（農林省「産業組合要覧」より）。
- 14) 『農山漁村経済更生計画樹立方針』農林省・1932年 (<http://dl.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/1914791>)
- 15) 石田(1998)70 - 71頁。
- 16) 庄司(2007a)。なお、負債整理組合も実際につくられたのは全国の町村の2割ほどで、報徳社が担った地域もあったとされる（稲垣(1990)281 - 282頁）。
- 17) 森(2006)、加瀬(1975)
- 18) その過程は、突き詰めていえば、わが国の農業協同組合の結合の原理としての村落共同体と、それを利用した官制の組織育成といってよいであろう（長原豊「戦前期日本における産業組合の組織基盤とその結合原理」椎名重明編(1985)所収）。
- 19) 稲垣(1990)279頁
- 20) 産業組合の発展と農村更生との関係については、猪俣(1982)は「実際の関係は逆である。形だけでない産業組合が現実的に発展するためには、農家の方から先に「更生」していなくてはならぬ。組合員となる農家にいくらかのゆとりがあるということが、産業組合の発展の土台である。赤貧の農民は産業組合に用はない。用はあっても手が届かない。……組合に入る半数の農家〔産業組合に加入するのは一村の農家の半分という話〕のうちで、組合を利用し得るのは、さらにその半分に達しないであろう」（145頁）、「最も広範な貧農大衆は、農村経済厚生運動の空騒ぎの外に立っている。貧農大衆には貧農大衆の「自力更生」の方法がなくてはならぬ」（同）と実態を調査・分析している。賀川豊彦の小説『乳と蜜の流るゝ郷（復刻版）』（家の光協会・2009年）は、農民自身の手による自発性と協同性によって困難に遭遇しながらも産業組合を通して再生していく姿を描いているが、農家が更生する主たる手段につき猪俣（1982）は1934年の調査の旅を通じ「協同組合の形態でやれ

る新しい仕事を見つけることだった。新潟、奈良、静岡、青森、秋田、福島、等、それぞれ状況を異にする諸地方の指導者たちが、期せずして同じ方向に進んでいた」(214頁) ことを紹介している。

- 21) 産業組合と地方自治は、密接不可分の関係において理解されていたが、明治憲法体制のもとでの「地方自治」の制度における「自治」が『『おのずから治まる』と自動詞的に理解されたとき、この自動詞『治まる』の主体は、一つの有機的一体性を持つ村落共同体と考えられる。その中における構成員である個人の主体性は意識され難く』なり、「自然に『春風和風』的調和を保つ村落共同体は、当然に一つの意味を持ち、その一つの意味を代表するのが『名望家』と考えられたのである」(石田(1998) 28頁)。そしてかかる村落共同体とは「ムラの連帯感情を横系とし有力者の権威と温情を縦系とする、決断主体の明確化や利害のあらわな対立を極力回避する集団主義的・温情的な世界」(石川(1996)261頁)であり、ムラの秩序を乱す行動を私利に基づく行為としてこれを排除する思考が育つことになる。
- 22) 専門農協という言葉を用いていないのもいわゆる専門農協が例外的な位置づけであったことを意味している。
- 23) 小倉武一・打越顕太郎編(2008)参照
- 24) 要は、市町村の協同組合は総合農協を考えており、一つの村の農家の営農形態は大体似ていて、大部分の農家には関係のない作目の事業を農協が行うのは無理で、そうすると少数の農家が自分の必要を満たせないで、広域に散在している同様な農家が集まって別の協同組織をつくるということは生じるが、村の大部分の農家が当該作目を生産しているような場合には経済的にも別途特殊農協を組織する必要はないといった考えが農林省の考え方であった(座談会での小倉、平田発言・前掲注23の670頁)。当時の農村・農業事情の下ではある意味で当然であったろうと思われ、今日でもおおむね妥当するであろう。
- 25) 農林省が用意した「農業協同組合法案及び同施行法案に関する質疑応答集」前掲注23の351頁参照
- 26) 石川(1996)257-260頁
- 27) 大田原(2008)は「農村現場では農協は「第二役場」とよばれていた」(37頁)としているが、これは農業協同組合の組合員自身も自らの組織をそのように理解しているということの意味しており、組合員のかかる意識が払しょくされないかぎり、農業協同組合は刷新されないのではないかという問題を含んでいる。
- 28) わが国においては、対外的危機が訪れると例外なしに地方体制の再編問題が官僚の側から提起され、一等国にふさわしくない農村の遅れや歪みが俎上に乗せられつづけたとされる(石川(1996)264頁)が、それは外発的近代化と官僚主導によって国家が築き上げられてきたわが国の特殊性とでもいえるものなのであろう。別のいいかたをすれば、日本のように「国民が自分の生活と実践のなかから制度づくりをしていった経験に乏しく、歴史的にいても近代的な制度はあらかじめできあがったものとしてわが国に持ち込まれ、そのワクにしたがって私たちの生活が規制規整されてきた」ため、「おのずから、まず先に法律や制度の建前があってそれが生活のなかに降りてくるという実感が強く根を張っていて、その逆に、私たちの生活と経験を通じて一定の法や制度の設立を要求またはそれを改めていくという発想は容易にひろがらない。そしてさらに、本来官僚的思考様式がそういう傾

向に拍車をかけ」(丸山(1961)189頁) ることになるが、今日の農業・農協を巡る議論においてもかかる構造から脱却できていないのを強く感じるのは筆者だけではないであろう。

参考文献

- 明田作(2016)『農業協同組合法(第2版)』経済法令研究会・2016年
- 池田敬正(1966)「日本社会福祉史」法律文化社・1966年
- 石田雄(1998)『一語の辞典 自治』三省堂・1998年
- 稲垣雅洋(1990)『日本近代社会成立期の民衆運動 - 困民党研究序説 - 』筑摩書房・1990年
- 猪俣津南雄(1982)『窮乏の農村』岩波文庫・1982年
- 大塚喜一郎(1968)『協同組合法の研究(増訂版)』有斐閣・1968年
- 小倉武一監修(1964)『総合農協と専門農協』農政調査委員会・1964年
- 小倉武一・打越頭太郎監修(2008)『農協法の成立過程〔復刻版〕』協同組合経営研究所・2008年
- 産業組合史編纂会(1965)『産業組合史(全5巻)』産業組合史刊行会・1965年
- 椎名重明編(1985)『団体(コレクティヴィズム) - その組織と原理 - 』東大出版会・1985年
- 全国農地保有合理化協会(1990)『農村経済更生運動―その歴史と意義―』(平成元年農林水産省委託調査報告書・1990年3月)
- 滝川勉・斎藤仁編(1973)『アジアの農業協同組合』アジア経済研究所・1973年
- 農林省農政局編(1951)『農業会史(全)』同局・1951年
- 藤田省三(1998)『天皇制国家と支配原理』みすず書房・1998年
- 丸山真男(1961)『日本の思想』岩波新書・1961年
- FAO Regional Office for Asia and the Pacific, *A Study of Cooperative Legislations in Selected Asian and Pacific Countries*. FAO RAP Publication, 1998.
(<http://www.fao.org/docrep/007/AD713E/AD713E00.htm>)
- ICA-Asia and Pacific(2014), ICA Asia-Pacific Study on By-laws of Primary Co-operatives in the Asia-Pacific Region, PRESENTED AT THE 1ST ASIA-PACIFIC CO-OPERATIVE REGISTRARS' CONFERENCE, KUALA LUMPUR, MALAYSIA - 2013.
(http://www.ica-ap.coop/sites/all/themes/ica_theme/ica_images/ICA%20AP%20Study%20on%20By-Laws%20of%20Primary%20Co-operative%20Societies.pdf)
- 明田作(2009)「わが国農協制度の変遷と農協法改正の課題」『将来構想・制度研究会とりまとめ』社団法人JA総合研究所(2009.2)
- 明田作(2009)「農業協同組合法制の課題と展望」農林金融(2009.10)
- 明田作(2012)「協同組合法の系譜と将来展望」農林金融(2012.2)
- 明田作「わが国の協同組合法の形成過程と協同組合法制のあり方」にじ(2012.冬)
- 明田作(2014)「わが国の法人法体系における協同組合法の位置」農林金融(2014.5)
- 明田作「最近の協同組合法立法の世界的動向とわが国への示唆」農林金融(2014.11)
- 明田作(2015)「農協法の改正について」農林金融(2015.10)
- 明田作「農協法改正が提起する課題とわが国の協同組合制度」協同組合研究第37巻第1号(2017.6)
- 石川一三夫(1996)「地方自治と地方体制の再編」中京法学第30巻第4号・1996年

- 大田原高昭(2008)「国際化時代の農業協同組合」37頁(北海学園大学経済論集 第55巻第4号(2008.3))
- 岡本郁子「アジアの協同組合の生成と展開パターン」重富真一編『開発における協同組合—途上国農村研究のための予備的考察—』アジア経済研究所・2014年
- 加瀬和俊(1975)「1920年代における産業組合普及の意義とその限界—産業組合拡充運動の前提条件—」土地制度史学・第17巻第4号(1975.7)
- 庄司俊作(2007a)「1930年代農村負債整理事業の実施過程—「町村—むら」関係の視点から—」社会科学第78号(2007.2)
- 庄司俊作(2007b)「戦時下部落会の成立過程(上):「町村—むら」関係の視点から」社会科学第79号(2007.10)
- 庄司俊作(2009)「戦時下部落会の成立過程(下):主体形成、村落形成の視点から」社会科学第83号(2009.2)
- 平川毅彦(2011)『『部落会町内会等整備要領』(1940年9月11日、内務省訓令17号)を読む—地域社会の「負の遺産」を理解するために—』新潟青陵学会誌第3巻第2号(2011.3)
- 森武麿(2005)「1950年代の新農村建設計画:長野県竜丘村を事例として」一橋大学研究年報. 経済学研究, 47 (2005.10)
- 森武麿(2006)「両大戦と日本農村社会の再編(大会報告・共通論題:20世紀の戦争と社会変動-経済社会秩序と国家介入-)」歴史と経済・第48巻第3号(2006)
- Azmah Othman, Fatimah kari(2008), ENHANCING CO-OPERATIVE MOVEMENT TO ACHIEVE MALAYSIA'S DEVELOPMENT GOALS, ICA Research Conference, Riva del Garda, Trento, Italy, 16-18 October 2008
- Dato' Abd. Rahim bin Haji Ahmad(2006), *Agricultural Cooperatives in Malaysia: Innovations and Opportunities in the Process of Transition towards the 21st Century Model*, 2006 FFTC-NACF International Seminar on Agricultural Cooperatives in Asia: Innovations and Opportunities in the 21st Century, Seoul, Korea, 11-15 September 2006
- David Lin(2006), *Agricultural Cooperatives in Taiwan*, 2006 FFTC-NACF International Seminar on Agricultural Cooperatives in Asia: Innovations and Opportunities in the 21st Century, Seoul, Korea, 11-15 September 2006
- Dennis B. Araullo(2006), *Agricultural Cooperatives in the Philippines*, 2006 FFTC-NACF International Seminar on Agricultural Cooperatives in Asia: Innovations and Opportunities in the 21st Century, Seoul, Korea, 11-15 September 2006
- Dunn, John, et al.(1987), *Positioning Farmer Cooperatives for the Future: A Report to the Senate Agricultural Appropriations Subcommittee*, U.S.D.A., Agric. Coop. Service (October, 1987)
- G. S. Chaha(2008), *AGRICULTURAL COOPERATION, FINANCE AND BUSINESS MANAGEMENT—AGRICULTURAL CO-OPERATION*, 2008- nsdl.niscair.res.in
- Jae-Hak Choi(2006), *Agricultural Cooperatives in Korea*, 2006 FFTC-NACF International Seminar on Agricultural Cooperatives in Asia: Innovations and Opportunities in the 21st Century, Seoul, Korea, 11-15 September 2006

- Nguyen Van Nghiem(2006), *Agricultural Cooperatives in Vietnam*, 2006 FFTC-NACF International Seminar on Agricultural Cooperatives in Asia: Innovations and Opportunities in the 21st Century, Seoul,Korea, 11-15 September 2006
- Ray Trewin(2004), *Cooperatives: Issues and trends in developing countries*, ACIAR Technical Report No. 53, 2004
- Suwanna Thuvachote(2006), *Agricultural Cooperatives in Thailand*, 2006 FFTC-NACF International Seminar on Agricultural Cooperatives in Asia: Innovations and Opportunities in the 21st Century, Seoul,Korea, 11-15 September 2006

